

2016年合格目標

TACビジネス実務法務検定試験®講座

3級基本テキスト

体験版(無料公開)



資格の学校
TAC

315-1301-1005-11

【ご案内】

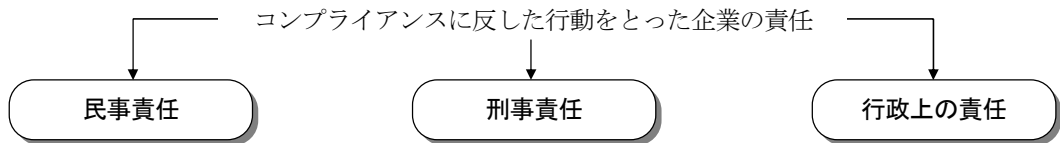
当「体験用テキスト」は、「2016年度版3級基本テキスト」の中から第1回から第3回の基本講義で使用する内容を抜粋したものです。
基本講義で使用する全講義回を収録した「2016年度版3級基本テキスト」は、講座お申込み後に、受付窓口にてお受け取りください。
なお、3級基本テキストには体験版と同じ内容が掲載されておりますので、お受け取り後は、そちらをご使用ください。

第1編 ビジネス実務法務の法体系

第1章 コンプライアンス

1. コンプライアンス(法令遵守)の意義

- ① コンプライアンス(法令等の遵守)とは、企業に対して、法令等の趣旨を理解し、その法令等が守ろうとする利益や価値に従った行動を求めるものである。
- ② 企業がコンプライアンス違反行為を行った場合、当該企業は刑事的責任、民事的責任、行政処分等の不利益を受ける可能性がある。



過去問チャレンジ



- ・第23回一問03(改題) 次の記述は正しいか。 類題：第37回一問03ーア・第32回一問06ーア
コンプライアンスとは、一般に、法令等の遵守を意味し、企業は法律や政省令等の法令およびその属する業界団体が定めた自主的なルールなどを遵守して活動すべきであるという考え方である。
【解答】正しい。
- ・第15回一問01ーキ 次の記述は正しいか。
企業は現代社会の一員であり、法令の趣旨の理解とコンプライアンスの実践が求められ、これに反した企業は、刑事的責任、民事的責任、行政処分等の不利益を受けることがある。
【解答】正しい。

2. コンプライアンスに関連する重要概念

- ① CSR(Corporate Social Responsibility)とは、一般に、企業の社会的責任を意味する。環境保護に配慮した企業経営などがCSRに基づく企業活動の例である。
- ② リスクマネジメントとは、企業活動に支障を来すおそれのある不確定な要素を的確に把握し、その不確定要素の顕在化による損失の発生を効率的に予防する施策を講じるとともに、顕在化したときの効果的な対処方法をあらかじめ講じる、一連の経営管理手法をいう。

過去問チャレンジ



- ・第32回一問06ーア 次の記述は正しいか。 類題：第37回一問03ーア
CSR(Corporate Social Responsibility)とは、一般に、企業の社会的責任を意味し、企業に対して、利益の追求のみならず、様々なステークスホルダー(利害関係者)との関係で企業としての行動規範を策定し、これに従い適切に行動することを求める考え方である。
【解答】正しい。
- ・第23回一問03(改題) 次の記述は正しいか。 類題：第37回一問03ーア・第32回一問06ーア
リスクマネジメントとは、一般に、企業活動に支障を来すおそれのある不確定な要素を的確に把握し、その不確定要素の顕在化による損失の発生を効率的に予防する施策を講じるとともに、顕在化したときの効果的な対処方法をあらかじめ講じる、一連の経営管理手法をいう。
【解答】正しい。

第2章 法律の基礎知識

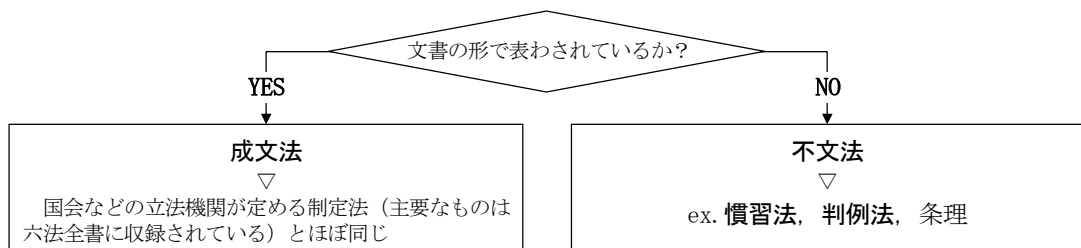
第1節 法の定義

- ① 法律は社会規範の一種である。社会規範とは我々の行動の指針となったり善悪を判断する基準となるものである。社会規範の例としては、道徳、習俗・宗教などが挙げられる。
- ② 他の社会規範と法律の根本的な違いのポイントは、法律は、その内容が**国家権力によって強制的に実現される**という点である。

第2節 法律の分類

1. 成文法vs不文法

法律は、文章の形に表わされているか否かによって**成文法**と**不文法**に分けられる。



【基礎知識】

- ・ **慣習法**とは、慣習（人の行動様式のうち反復して繰り返されるもの）のうち法的効力を認められたものをいう。
- ・ **判例法**とは、裁判所の判決に含まれている法理のなかで、裁判の繰り返により他の類似の事件についても同一の判断をする基準となる効力を持つものをいう。
- ・ **条理**とは、「物事の筋道」のことをいう。

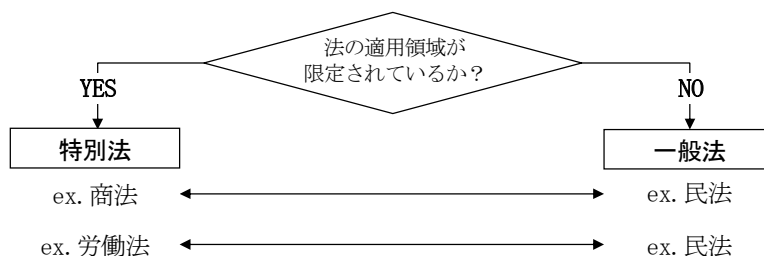
過去問チャレンジ



- ・ 第10回一問08ーア 次の記述は正しいか。
慣習法とは、いわゆる慣習の中で法的効力の認められるものであり、不文法的一种である。
【解答】正しい。
- ・ 第36回一問07ー02(改題) 次の文中の [] の部分に、最も適当な用語を書きなさい。
[ア] は立法機関が定める制定法であり、慣習法や判例法などが [イ] にあたる。
【解答】ア：成文法 イ：不文法

2. 一般法vs特別法

- ① **一般法**とは、特別法と比較して、**適用領域が限定されていない**法律をいう。これに対して、**特別法**は、一般法と比較して、**適用領域が限定されている**法律をいう。



② 「特別法は一般法を破る。」

これは、特別法は一般法に優先して適用されるということを意味する。

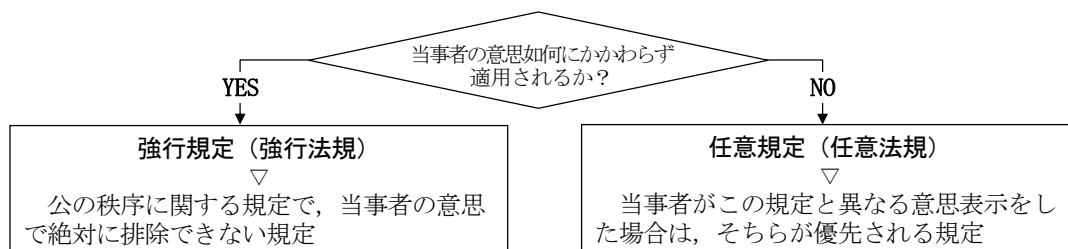
過去問チャレンジ



- ・第27回一問01－ウ 次の記述は正しいか。 類題：第34回一問08－エ・第33回一問07－02など多数
法律は、その適用領域が限定されているか否かによって一般法と特別法に分類することができ、一般法は特別法に優先して適用される。
【解答】誤り。特別法は一般法に優先して適用されるのが原則である。
- ・第21回一問01－イ 次の記述は正しいか。 類題：第30回一問04－ア・第33回一問07－02など多数
民法と商法とは、例えば、民法が私人間の契約一般に適用されるのに対し、商法は商人間の契約に適用されるという点で、民法が一般法であり、商法が特別法であるという関係にある。
【解答】正しい。

3. 強行規定vs任意規定

- ① 法律は、当事者間で法律の規定と異なる別の定めができるか否かにより、強行規定と任意規定に分かれる。



- ② 強行規定である旨、条文で明示されていることもある。そうでない場合は、規定の趣旨を考慮し、強行規定か任意規定か判断される。従って、強行規定と任意規定の区別は実際には容易ではない場合も多い。
- ③ 取締規定

取締規定とは、経済政策や行政目的に基づき、国民に対してある行為を制限し、又は禁止することを定める規定をいう。

取締規定に違反した場合、行政罰や許可の取消しなどの制裁を受けることがある。しかし、取締規定違反の行為の私法上の効力には影響がない。

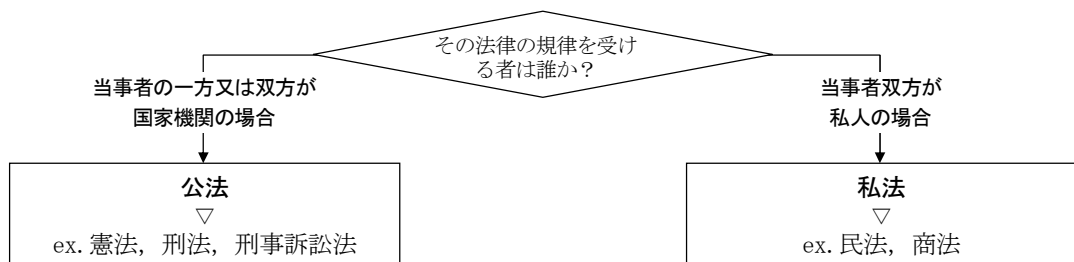
過去問チャレンジ



- ・第27回―問04―ア 次の記述は正しいか。 類題：第32回―問01―ウ・第33回―問07―02など多数
契約当事者間で法律の規定中の強行法規と異なる定めをした場合、当事者間の定めが強行法規よりも優先する。
【解答】誤り。当事者間の定めが法律の規定に優先するのは、契約当事者間で任意規定と異なる定めをした場合である。
- ・第29回―問04―イ 次の記述は正しいか。 類題：第24回―問08―オ
強行規定とは、当事者間で法律の規定とは異なる内容の取決めをしたとしても法律の規定の方が優先して適用される場合の当該法律の規定のことをいい、民法の規定はすべて強行規定である。
【解答】誤り。設問前段は正しい。しかし、設問後段が誤りである。民法の規定のすべてが強行法規にあたるわけではなく、契約・債権に関する規定には任意法規とされるものが多い。
- ・第26回―問04―コ 次の記述は正しいか。 類題：第31回―問08―オ
経済政策や行政目的に基づき、国民に対し一定の行為を制限し、または禁止することを定める規定は、一般に取締規定と呼ばれる。
【解答】正しい。
- ・第19回―問08―エ 次の記述は正しいか。
取締規定とは、経済政策や行政目的に基づき、国民に対し一定の行為を制限し、または禁止することを定める規定のことをいう。取締規定に違反する契約等は、私法上の効力自体が否定される。
【解答】誤り。取締規定に違反した場合、行政罰や許可の取消しなどの制裁を受けることがある。しかし、取締規定違反の行為の私法上の効力には影響がない。

4. 公法vs私法

法律は、その法の規律を受けるものが誰であるかによって、公法と私法に分けられる。



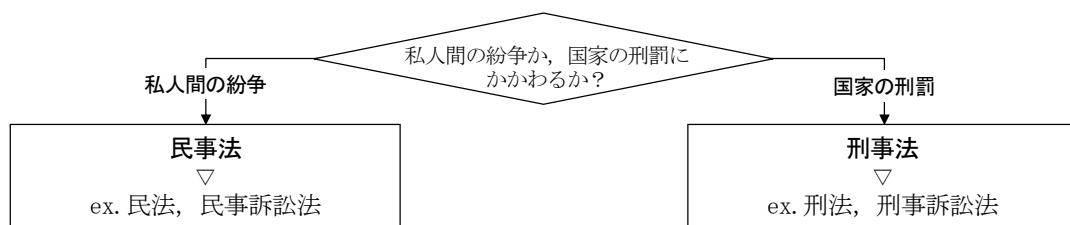
過去問チャレンジ



- ・第33回―問07―02(改題) 次の文中の [] の部分に、最も適当な用語を書きなさい。類題：第28回―問07―01
法による規律を受ける者が誰であるかによって、法律は [ア] と公法とに分類される。民法や商法のように法による規律を受ける者が私人である法律は [ア] に分類され、憲法のようにそれが国や地方公共団体である法律は [イ] に分類される。
【解答】ア：私法 イ：公法

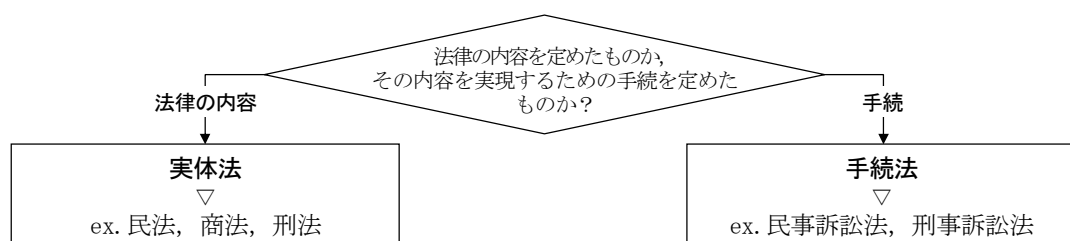
5. 民事法vs刑事法

- ① 民事法とは、私人間の紛争を解決する民事裁判の基準となる私法の実体法(民法や商法など)とその手続法(民事訴訟法など)の総称である。
- ② 刑事法とは、国家が国民に対して刑罰を加えるための刑事裁判の基準となる実体法(刑法など)とその手続法(刑事訴訟法など)の総称である。



6. 実体法と手続法

- ① **実体法**は、権利・義務など法律関係の内容(実体)を定める法律である。
- ② **手続法**は、実体法の内容を実現するための手続を定める法律である。



過去問チャレンジ



- ・第36回一問07-02(改題) 次の文中の [] の部分に、最も適当な用語を書きなさい。

権利義務など法律関係の内容を定める法規を [ア] といい、[ア] の内容を実現するための手続を定める法規を [イ] という。

【解答】 ア：実体法 イ：手続法

- ・第28回一問07-01(改題) 次の文中の [] の部分に、最も適当な用語を書きなさい。 類題：第33回一問07-2

法律は法の規律を受ける者が誰かという観点から、[ア] と [イ] に分けることができる。[ア] は法律の規律を受ける当事者の双方が私人である場合に適用される法であり、[イ] はその双方または一方が国や地方公共団体などの国家機関である場合に適用される法である。

また、法の適用領域が限定されず一般的なものを [ウ] といい、対象となる事柄や人または地域などが限定されている法律を [エ] という。例えば、私人間の取引一般には民法が適用されるが、その中でも特に、企業などの商人間の取引には商法が適用される。すなわち、民法と商法とでは、民法が [ウ]、商法が [エ] となる。

さらに、契約当事者間で法律の規定と異なる定めをするなど、当事者がそれに従う意思がないと認められるときは、その適用が強制されない法律の規定を任意法規という。これに対して、契約当事者がこれと異なる内容の取り決めをしてもその効力を生じず、当事者の意思にかかわらずその適用が強制される規定を [オ] という。

【解答】 ア：私法 イ：公法 ウ：一般法 エ：特別法 オ：強行法規

第3節 権利の実現

theme01 権利と義務

- ① 法律にかかわりのある社会生活関係を**法律関係**という。例えば、AがBに自己所有の土地を1億円で売却したとする。この場合、AはBに**1億円を請求する権利**を有し、BはAに**1億円を支払う義務**を負う。他方、BはAに**土地の引渡しを請求する権利**を有し、AはBに**土地を引き渡す義務**を負う。
- ② 法律関係とは、表現を代えると、権利と義務の関係であるといえる。ここに**権利**とは、相手方(他人)に対して一定の行為をすること(あるいはしないこと)を法によって主張できる力をいい、**義務**とは相手方(他人)に対して一定の行為をすること(あるいはしないこと)を法によって拘束されることをいう。

theme02 権利の救済

- ① **権利の行使**とは、権利の内容を実現する行為をいう。権利の行使に対して相手方が応じない場合、力づくで権利内容を実現する行為を**自力救済**という。
- ② **自力救済は、原則として禁止される**。なぜなら、その際、過度の暴力が用いられるおそれがあるからである。
- ③ そこで、権利の行使に対して相手方が応じない場合には、**裁判所の手続き**を通じて権利を実現していくことが大原則となっている(**強制執行**：第7編 第2章 参照)。

過去問チャレンジ



- ・第35回一問01ーキ 次の記述は正しいか。 類題：第37回一問10ーエ①・第30回一問01ーアなど多数
債務者が債務の履行期の経過後にその履行をしない場合であっても、債権者は、原則として、自らの実力を行使して、自己の債権を回収することは禁止されている。
[解答] 正しい。自力救済は、原則として禁止されている。
- ・第25回一問03ーオd 次の記述は正しいか。
債務者が債務の履行期を過ぎてもその履行をしない場合は、債権者は、自らの実力を行使し、自力救済により自己の債権を回収することができる。
[解答] 誤り。自力救済は、原則として禁止されている。
- ・第38回一問04ーエ 次の記述は正しいか。 類題：第33回一問01ーウ・第32回一問07ー02など多数
債権者は、債務者が弁済をしない場合、自らの実力による権利の行使である自力救済によってその有する債権を回収することは認められず、法律で定められた強制執行手続により、国家機関の力で債権の満足を得るのが原則である。
[解答] 正しい。

theme03 権利の救済方法

1. 訴訟の種類

裁判所で扱う訴訟は、民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟に分けられる。

過去問チャレンジ



- ・第26回－問01－ウ 次の記述は正しいか。 類題：第26回－問01－ウ

裁判所で扱うすべての訴訟は、私人と私人との間の紛争の解決を目的とする民事訴訟と犯罪を犯した者に対し国家が刑罰を科すか否かを決定するための刑事訴訟のいずれか2つに分けられる。

【解答】誤り。行政訴訟もある。

- ・第29回－問01－イ 次の記述は正しいか。 類題：第37回－問08－ケ・第32回－問04－ウなど多数

裁判所で扱うすべての訴訟は、私人と私人との間の紛争の解決を目的とする民事訴訟と行政権の行使その他の公法上の権利関係についての争いを解決することを目的とする行政訴訟のいずれかに分けられる。

【解答】誤り。刑事訴訟もある。

2. 上訴

① 日本の審級制度は原則として**三審制**をとっている。裁判所は簡易裁判所・地方裁判所・高等裁判所・最高裁判所の4階級に分かれる。家庭裁判所は地方裁判所と同階級である。

② **上訴**とは、裁判に不服があるときに、より**上級の裁判所**に対して再審理をもとめることをいう。第一審判決に不服がある場合に上級の裁判所に上訴することを**控訴**といい、その控訴審の判決に不服がある場合に上級の裁判所に上訴することを上告という。

過去問チャレンジ



- ・第31回－問04－コ 次の記述は正しいか。

裁判所の判決に不服がある場合に、より上級の裁判所に対して再審査を求めることを上訴という。

【解答】正しい。

- ・第28回－問08－イ(改題) 次の記述は正しいか。 類題：第36回－問07－02

日本の裁判においては審級制度が採用されており、第一審の判決に不服のある当事者が上級の裁判所に再審査を求めることを「ア」という。

【解答】ア：控訴

- ・第25回－問03－オc 次の記述は正しいか。

民事訴訟の原告および被告は、第一審の裁判所に言い渡された判決に不服がある場合、控訴をすることができる。

【解答】正しい。

第3章 民法の基礎知識

第1節 私法の基本原則

民法の基本原則は以下のとおりである。

1. 権利能力平等の原則 ▽ 人は生まれてから死ぬまで、誰でも等しく権利を有し義務を負うことができるという原則	2. 所有権絶対の原則 ▽ 所有権については、国家といえども侵害することはできないという原則 但し、公共の福祉による制限を受ける場合がある。	3. 私的自治の原則 ▽ 権利主体は、私的な法律関係を自己の意思に基づいて自由に形成できるという原則。取引の場面では、契約自由の原則として現れる。	4. 過失責任主義 (過失責任の原則) ▽ 過失(故意も含めて)がなければ損害賠償責任を負われないという原則
--	---	--	---

【基礎知識—故意vs過失】

・ **故意**とは、自己の行為により、権利又は利益の侵害という結果が発生することを認識・認容することをいう。

vs

・ **過失**とは、損害の発生を予見し、防止する注意義務を怠ることをいう。

過去問チャレンジ



・ 第31回一問10ーエ① 次の記述は正しいか。 類題：第24回一問01ーエ・第23回一問08ーカなど多数
すべての個人が平等に権利主体として取り扱われるという原則を権利能力平等の原則という。

【解答】正しい。

・ 第27回一問08ーオ 次の記述は正しいか。 類題：第33回一問08ーカ・第36回一問01ーカなど多数
所有権は不可侵のものとされ、他人によっても、国家権力によっても侵害されないという原則を一般に所有権絶対の原則という。しかし、所有権といえども、公共の福祉の観点から、その権利行使について、一定の制約を受けることがある。

【解答】正しい。

・ 第21回一問08ーイ 次の記述は正しいか。 類題：第19回一問08ーア
人が物を全面的に支配し所有する権利は不可侵のものとして尊重され、他人によっても国家権力によっても侵害されないことから、人は、その所有している土地の利用について法的に制限を受けることはない。

【解答】誤り。所有権といえども法令により制約を受ける場合がある。

・ 第27回一問04ーケ 次の記述は正しいか。 類題：第36回一問04ーク・第30回一問04ーケなど多数
人は、自己の私的な法律関係を自分の意思に基づいて自由に形成することができ、これを一般に私的自治の原則という。

【解答】正しい。

・ 第15回一問01ーエ 次の記述は正しいか。
人は、原則として誰とどのような内容の契約を締結するか自由に決めることができる。これを契約自由の原則という。

【解答】正しい。私的自治の原則は、取引の場面では、契約自由の原則として現れる。

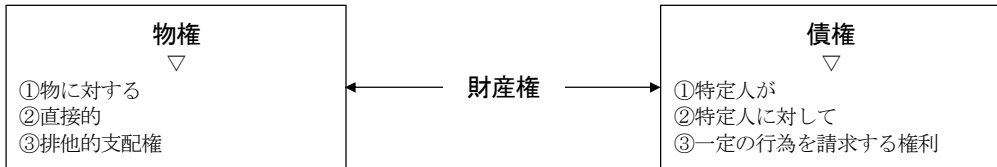
・ 第35回一問09ー02(改題) []の部分に適当な用語を書きなさい。 類題：第31回一問10ーエ④など
たとえ他人に損害を与えても、故意・過失がなければ損害賠償義務を負わないとする原則を「ア」主義という。

【解答】ア：過失責任

第2節 財産権の種類

theme01 財産権の意義と種類

- ① 財産権とは、経済的かつ財産的利益を目的とする権利をいう。
- ② 民法上の財産権は、**物権**と**債権**に分かれる。

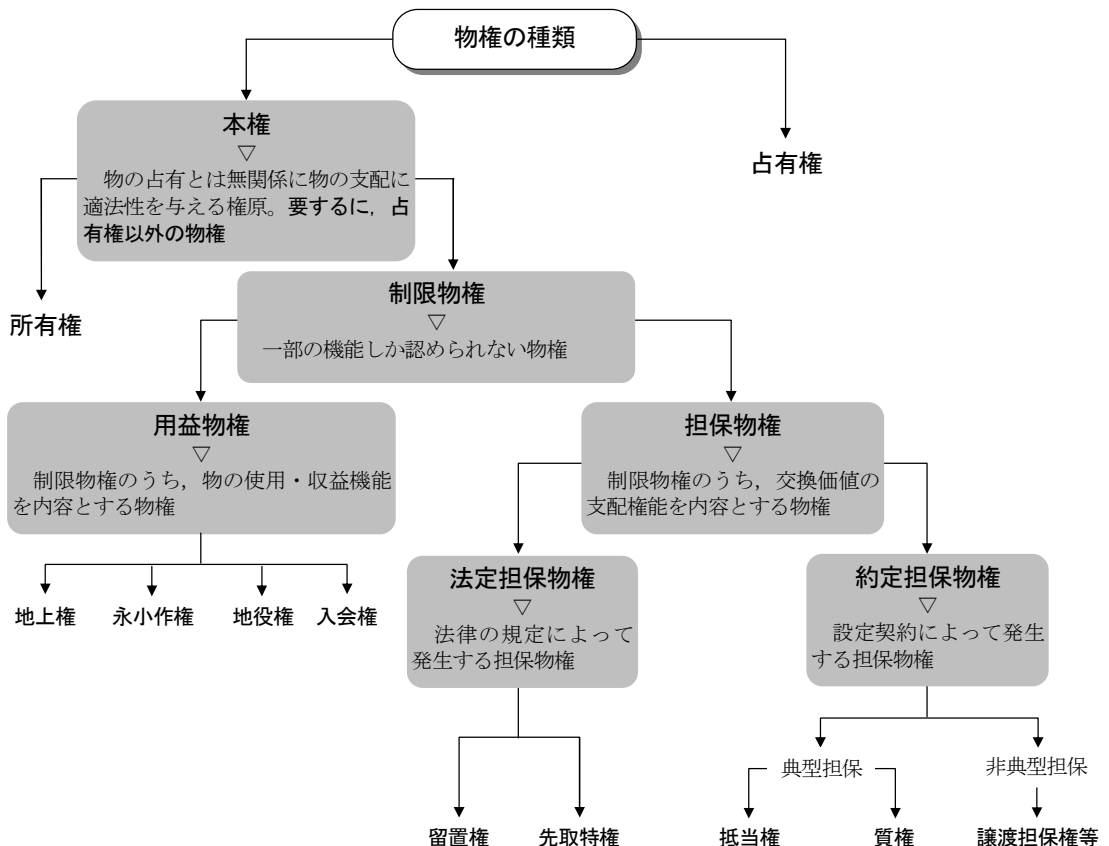


【基礎知識—直接性vs排他性】

- ・ **直接性**とは、他人の行為がなくても権利内容を実現できるということをいう。
- ・ **排他性**とは、一つの物の上に同じ内容の物権は存在し得ないということをいう。

theme02 物権の意義と種類

物権とは、物に対する直接的、排他的支配権をいう。



【基礎知識】

- ・ **占有権**とは、占有に基づいて生じる権利。要するに、物を事実上支配する権利をいう。
- ・ **所有権**とは、法令の範囲内で物を自由に使用・収益・処分しうる権利。要するに完全な物権であり、物権の王様！
- ・ **地上権**とは、他人の土地において工作物又は竹木を所有するために、その土地を使用する権利をいう。
- ・ **永小作権**とは、小作料を払って他人の土地に耕作又は牧畜をなす権利をいう。
- ・ **地役権**とは、設定行為で定めた目的に従って、他人の土地を自分の土地の便益に供する権利をいう。
- ・ **入会権**とは、一定の地域の住民集団が山林原野・漁場・用水等を共同で管理し利用する慣習法上の権利をいう。
- ・ **留置権**とは、他人の物の占有者が、その物に関して生じた債権の弁済を受けるまでその物を留置して、債務者の弁済を間接的に強制する担保物権をいう。
- ・ **先取特権**とは、一定種類の債権の債権者が、法律上当然に債務者の財産から優先弁済を受けることができる権利をいう。
- ・ **質権**とは、債権者がその債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を債務が弁済されるまで留置して債務者の弁済を間接的に強制するとともに、弁済されない場合には、その物から優先弁済を受けることができる担保物権をいう。
- ・ **抵当権**とは、債務者又は第三者が占有を移さずに担保に供した不動産その他一定の権利から、債権者が優先弁済を受けることを内容とする約定担保物権をいう。

過去問チャレンジ



- ・ 第35回一問04ーキ 次の記述は正しいか。 類題：第26回一問08ーウ・第15回一問04ーキなど多数
 用益物権は、他人の物を利用することをその内容とする物権であり、例えば、地上権や地役権がこれに該当する。
【解答】正しい。
- ・ 第29回一問08ーク 次の記述は正しいか。
 用益物権とは、債権の担保のために物の価値を把握する物権であり、例えば、地役権や地上権がこれに該当する。
【解答】誤り。用益物権とは、他人の物を利用することをその内容とする物権である。
- ・ 第30回一問07ー2 次の文中の〔 〕の部分に、最も適当な用語を書きなさい。 類題：第34回一問09ー02など
 財産権すなわち財産的価値を対象とする権利には、民法上、物権と〔ア〕がある。
 物権とは、特定の物を排他的、直接的に支配できる権利である。他方、〔ア〕とは、特定人が特定人に対し一定の給付を請求できる権利である。
 物権の典型は、特定の物を全面的に支配する権利である〔イ〕であり、ある物に対し〔イ〕を有する者は、その物を使用、収益および処分する権利を有する。
 これに対し、物の使用、収益または処分をする権利のうち、一部の権利のみを内容とする物権を制限物権という。制限物権には、他人の物を使用、収益する権利である〔ウ〕と、物の利用を目的とするのではなく、〔ア〕の担保のために物の価値を把握する権利である担保物権とがある。
 〔ウ〕には、例えば、建物や橋などの工作物や竹木を所有するために他人の土地を使用する物権である地上権がある。また、担保物権には、例えば、〔エ〕があり、〔エ〕は、債権者がその〔ア〕を担保するために、不動産等を債務者もしくは第三者(物上保証人)が占有を移さず自ら使用したままで債務の担保に供し、債務者が弁済をしない場合に、その目的物を競売に付し、その代金から優先弁済を受けることのできる担保物権である。
 財産権には、以上のほかに、個人や企業の知的な活動により創造された財産を法的に保護する権利である〔オ〕がある。〔オ〕には、例えば、特許権、実用新案権、意匠権などがある。
【解答】 ア：債権 イ：所有権 ウ：用益物権 エ：抵当権 オ：知的財産権
- ・ 第09回一問04ーア 次の記述は正しいか。
 物権とは、特定の物を直接的・排他的に支配できる権利をいい、所有権や抵当権などすべての物権には物を占有する効力が認められる。
【解答】誤り。抵当権には物を占有する効力は認められていない。

第2編 取引を行う主体

第1章 権利義務の主体

theme01 権利能力・意思能力・行為能力

1. 権利能力

権利を取得し、義務を負担する資格のことを権利能力という。

2. 意思能力

① 意思能力とは、法律行為の結果を弁識するに足る精神能力のことをいう。

② 意思能力を持たないことを意思無能力という。

□ 意思無能力の具体例

- ① 6才(小学校入学前)程度以下の子供のおこなった行為
- ② 重度の精神障害者、泥酔者のおこなった行為

③ 意思無能力状態でおこなった行為は、無効である。

3. 行為能力

行為能力とは、単独かつ有効に法律行為(契約など)をすることができる能力をいう。行為能力が欠けた場合、当該行為は取り消すことができる。

【基礎知識—無効と取消し】

1. 有効・無効・取消し

契約が**有効**＝例えば、売主が契約を守らない場合には、買主は裁判所に訴えれば救済される。

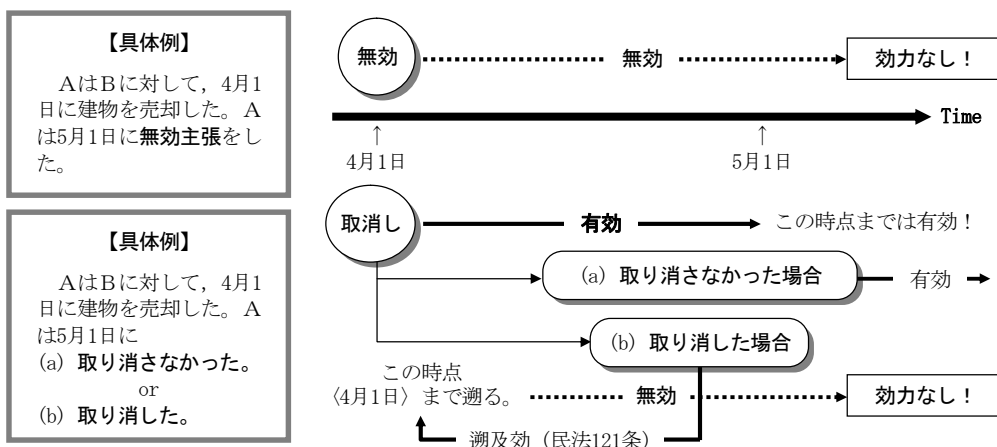
契約が**無効**＝例えば、売主が契約を守らない場合でも、買主は裁判所に訴えても救済されない。

契約を**取り消し**うる＝まだ、取り消されていない場合は、有効の場合と同じであり、すでに、取り消されている場合は、無効の場合と同じである。

2. 無効と取消しの違い。

無効＝始めから効力がない。

取消し＝取り消されるまでは有効。But, 取り消されると遡及的に(契約時点に遡って)無効(民法121条)。



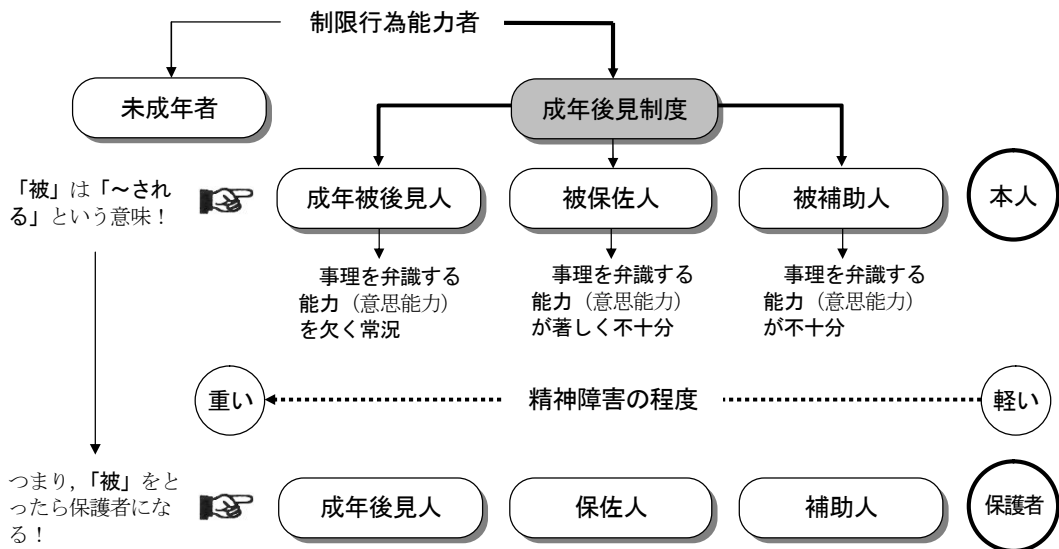
theme02 制限行為能力者制度

1. 制限行為能力者制度の意義

制限行為能力者制度とは、意思能力のない者やその不十分な者を、一定の年齢又は手続によって、画一的に制限行為能力者として定め、制限行為能力者の法律行為(契約など)は取り消すことができるとするとともに、保護者をつけてその能力の不足を補う制度である。

2. 制限行為能力者の種類

制限行為能力者は、未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人の4種類に分類される(民法4条・7条・11条・15条)。



過去問チャレンジ



・第29回一問05-1 次の文中の [] の部分に、最も適当な用語を書きなさい。 類題：第09回一問05

権利・義務の主体となることができる法律上の資格のことを [ア] といい、民法上、自然人と法人に [ア] が認められている。

もっとも、[ア] を認められる者が、必ず法律行為を有効に行えるとは限らない。例えば、小学校入学前の幼児などのように、自己の行為の結果を判断することのできる精神的な能力である [イ] がいない者が行った契約などの行為は無効とされる。

ただし、個々の法律行為の場面において、この [イ] の有無の判断をするのは困難なことがある。そこで、民法では、[イ] が認められない者やその不十分な者を、一定の年齢や手続によって画一的に [ウ] として定め、[ウ] の行為は一定の場合に取り消すことができるとするとともに、保護者を付してその能力を補っている。

[ウ] のうち、[エ] は、精神上の障害によって事理弁識能力を欠く常況にある者であり、日用品の購入などの日常的な行為以外の行為を単独で行うことはできない。また、[ウ] のうち、[オ] は、精神上の障害によって事理弁識能力が著しく不十分な者であり、借金をしたり重要な財産を処分するなど、民法の定める一定の重要な行為については単独で行うことができない。

【解答】 ア：権利能力 イ：意思能力 ウ：制限行為能力者 エ：成年被後見人 オ：被保佐人

theme03 未成年者と契約する場合

1. 未成年者の意義と保護者

- ① 未成年者とは、満20歳未満の者をいう。
 ② 未成年者の保護者は、親権者又は未成年後見人。これらの者は法定代理人である。



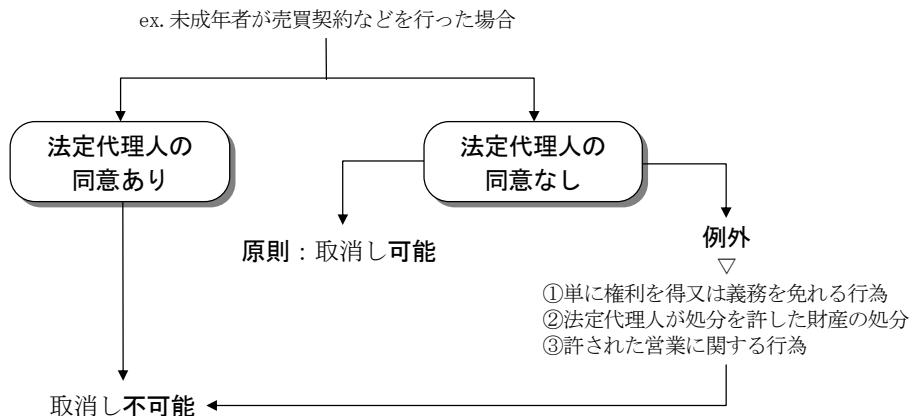
過去問チャレンジ



- ・第09回－問03－オ④ 次の記述は正しいか。
 未成年者の法定代理人は、原則として親権者である。
 [解答] 正しい。

2. 法律行為の効果

- ① 未成年者が単独で行った行為は、原則として取り消すことができる(民法5条2項)。
 ex. 未成年者AがBからデジタルカメラを購入する売買契約を締結した場合において、Aの法定代理人である親権者の同意を得ていたときは、Aは当該売買契約を取り消すことはできないが、親権者の同意を得ないで単独で当該契約を締結していたときは、Aは当該売買契約を取り消すことができる。



過去問チャレンジ



- ・第31回－問03－ウ① 次の記述は正しいか。
 未成年者Aが、法定代理人Bの同意を得て、知人Cから腕時計を買い受ける旨の売買契約を締結した場合、Aは当該売買契約を取り消すことができない。
 [解答] 正しい。法定代理人の同意を得れば、未成年者も完全に有効な契約をすることができ、この場合、未成年を理由に取り消すことはできない(民法5条1項)。

- ・第21回一問10ーイ③ 次の記述は正しいか。

19歳のXは、親権者の同意を得ずに、Y宝石店との間でダイヤモンドの指輪の売買契約を締結した。Xは、親権者から大学の入学金として処分を許された金銭で、指輪の代金を支払った。この場合、Xの親権者は指輪の売買契約を取り消すことができる。

【解答】正しい。法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内なら、未成年者は自由に処分できる(民法5条3項)。しかし、Xがした指輪の売買契約は、大学の入学金とするという目的の範囲外の行為なので、Xの親権者は指輪の売買契約を取り消すことができる。

- ・第22回一問01ーキ 次の記述は正しいか。

未成年者が法定代理人である親権者から特定の営業を許可されている場合において、未成年者が当該営業に関する契約を締結したが、その契約締結につき親権者の同意を得ていなかったときは、未成年者はこの契約を取り消すことができる。

【解答】誤り。許された営業に関する行為については、親権者の同意は不要であり、取り消すことはできない。

- ・第18回一問10ーア③ 次の記述は正しいか。 類題：第37回一問06ーイ②・第32回一問10ーウ②など

18歳のXは、自動車の購入を検討している。Xの親権者がXに営業の許可を与えており、Xがその営業のために使用する自動車の売買契約を締結した場合、当該自動車の購入について親権者の同意がなくても、当該売買契約は取り消すことはできない。

【解答】正しい。

- ② 20歳未満でも婚姻すれば、成年者として扱われる(これを成年擬制という)。従って、婚姻後の未成年者は単独で契約を締結することができる(民法753条)。

ex. 18歳のAは、Bと婚姻した後、Cからデジタルカメラを購入する売買契約を締結した。この場合、Aが親権者の同意を得ないで単独で当該契約を締結していたとしても、婚姻によりAは成年者と扱われるから、Aは当該売買契約を取り消すことはできない。

- ③ 内縁関係に過ぎない場合には、成年擬制の適用はない。

過去問チャレンジ



- ・第34回一問08ーウ 次の記述は正しいか。 類題：第36回一問04ーケ・第27回一問04ーコなど多数

20歳未満の者は、婚姻をしたときは、民法の規定により成年に達したものとみなされ、単独で有効に契約を締結することができる。

【解答】正しい。

- ・第32回一問10ーウ④ 次の記述は正しいか。 類題：第37回一問06ーイ④・第30回一問06ーエaなど多数

満18歳であるXは、Yと婚姻した後、Xの両親の同意を得ずに、Z自動車店から自動車を購入する旨の売買契約を締結した。この場合、Xは、本件売買契約を取り消すことはできない。

【解答】正しい。婚姻後の未成年者は単独で契約を締結することができる(民法753条)。

- ・第24回一問03ーエ③ 次の記述は正しいか。

18歳のXは、オートバイの運転免許を取得したことから、Yオートバイ店から、オートバイ甲を購入しようとしている。XがZと婚姻している場合において、Xが両親の同意を得ずに甲の売買契約を締結したときは、Xの両親は売買契約を取り消すことができない。

【解答】正しい。婚姻後の未成年者は単独で契約を締結することができる(民法753条)。この場合、本人Xだけでなく、Xの親権者である両親も当該売買契約を取り消すことはできない。

- ・第14回一問10ーイ④ 次の記述は正しいか。

X Y間でXを売主、Yを買主とする売買契約が成立した。ところが、Yは契約当時はまだ18歳であった。婚姻届は出していないものの、Yが内縁の妻Wと同居している場合には、Yは本件売買契約を取り消すことはできない。

【解答】誤り。内縁関係に過ぎない場合には、成年擬制の適用はない。

- ・第16回一問04ーク 次の記述は正しいか。

未成年者は、原則として婚姻後も単独では契約を締結することはできない。

【解答】誤り。婚姻後の未成年者は単独で契約を締結することができる(民法753条)。

3. 保護者の権限

	同意権	代理権	取消権	追認権
親権者or未成年後見人の権限	○	○	○	○

【基礎知識】

- ・ **同意権**とは、例えば制限行為能力者が売買契約をなす場合に、「売買契約をしてもよい」と許可を与える権利をいう。
- ・ **代理権**とは、例えば制限行為能力者に代わって売買契約をなす権利をいう。
- ・ **取消権**とは、例えば制限行為能力者が保護者の同意を得ないで売買契約をした場合に、その売買契約を取り消す権利をいう。
- ・ **追認権**とは、例えば制限行為能力者が保護者の同意を得ないで売買契約をした場合に、それを有効に確定する権利をいう。

過去問チャレンジ



- ・第18回一問10ーア① 次の記述は正しいか。

18歳のXは、自動車の購入を検討している。Xの親権者は、Xの代理人として、自動車の販売店との間で自動車の売買契約を締結することができる。

【解答】正しい。親権者は未成年の子の財産管理について、代理権を持つ(民法824条)。

- ・第20回一問10ー問10ーア④ 次の記述は正しいか。 類題：第37回一問06ーイ①・第32回一問10ーウ①など

未成年者Aの両親は、Aを代理して、Aが下宿するアパートをBから賃借した。この場合、Aの両親は本件賃貸借契約を取り消すことはできないが、A自身は本件賃貸借契約を取り消すことができる。

【解答】誤り。親権者は未成年の子の財産管理について代理権を有する(民法824条)。従って、Aの両親の行った行為は未成年の子Aに効果帰属するので、Aの両親のみならず、A自身も取り消せない。

4. 取り消すことができる者

- ① 本人(未成年者) ※未成年者自身も取り消すことができる点に注意！
- ② 法定代理人(親権者or未成年後見人)

ex. 未成年者Aが、親権者の同意を得ないで単独で、Cからデジタルカメラを購入する売買契約を締結した場合、Aは当該売買契約を取り消すことができるし、Aの親権者も当該売買契約を取り消すことができる。

過去問チャレンジ



- ・第25回一問03ーウ① 次の記述は正しいか。 類題：第24回一問03ーエ①・第21回一問10ーイ①など
満18歳であるXが、親権者である両親の同意を得ずに、Y家電販売店からホームシアターセットを購入した場合、Xの両親だけでなく、X自身も本件売買契約を取り消すことができる。
【解答】正しい。未成年者自身も取り消すことができる。
- ・第14回一問10ーイ② 次の記述は正しいか。
XY間でXを売主、Yを買主とする売買契約が成立した。ところが、Yは契約当時はまだ18歳であった。Yの親権者であるZのみが、Yが未成年であることを理由として本件売買契約を取り消すことができる。
【解答】誤り。未成年者自身も取り消すことができる。
- ・第32回一問10ーウ③ 次の記述は正しいか。
満18歳であるXは、親権者である両親の同意を得ずに、Y楽器店からピアノを購入する旨の売買契約を締結した。この場合、Xだけでなく、Xの両親も本件売買契約を取り消すことができる。
【解答】正しい。この場合、未成年者自身だけでなく、親権者である両親も取り消すことができる。

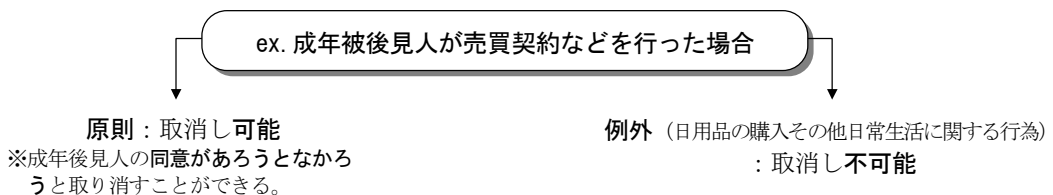
theme04 成年被後見人と契約する場合

1. 成年被後見人の意義と保護者

- (1) 成年被後見人とは、①精神上の障害により事理を弁識する能力(意思能力)を欠く常況にあって、②家庭裁判所によって後見開始の審判を受けたものである。
- (2) 成年被後見人の保護者は、成年後見人である。

2. 法律行為の効果

- ① 成年被後見人は家庭裁判所の職権により選任される。
- ② 成年被後見人が単独で行った行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為以外は、原則として取り消すことができる(民法9条)。



過去問チャレンジ



- ・第27回一問01ーキ 次の記述は正しいか。 類題：第37回一問01ーク・第32回一問04ーイなど多数
成年被後見人が単独で日用品の購入その他日常生活に関する行為を行った場合、成年後見人は当該行為を取り消すことができる。
【解答】誤り。日用品の購入その他日常生活に関する行為は、成年被後見人は単独でできるから、成年後見人は当該行為を取り消すことはできない。

- ・第24回一問01ーオ 次の記述は正しいか。

成年被後見人は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を含め、単独で確定的に有効な法律行為を行うことはできない。

【解答】誤り。日用品の購入その他日常生活に関する行為は、成年被後見人は単独でできる。

3. 保護者の権限

	同意権	代理権	取消権	追認権
成年後見人の権限	×	○	○	○

ex. 成年被後見人Aの保護者である成年後見人Bが、Aの代理人としてA所有の甲土地をCに売却した場合、Aの成年後見人は代理権を有するから、当該甲土地の売買契約は完全に有効な契約であり、AもBも当該甲土地の売買契約を取り消すことはできない。

過去問チャレンジ



- ・第31回一問3ーウ② 次の記述は正しいか。 類題：第35回一問08ーイ

成年後見人Aが、成年被後見人Bを代理して、Bが第三者Cから金銭を借り入れる旨の金銭消費貸借契約を締結した場合、Bは当該金銭消費貸借契約を取り消すことができる。

【解答】誤り。成年後見人は成年被後見人の財産管理について代理権を有する。従って、成年後見人Aが、成年被後見人Bを代理して行った行為はBに効果帰属するので、成年被後見人B自身も取り消せない。

4. 取り消すことができる者

- ① 本人(成年被後見人) ※成年被後見人自身も取り消すことができる点に注意！
- ② 法定代理人(成年後見人)

過去問チャレンジ



- ・第34回一問06ーイa 次の記述は正しいか。 類題：第16回一問03ーアa

成年被後見人Aは、成年後見人Bの事前の同意を得ずに単独で、Cとの間で、A所有の不動産の売買契約を締結した。この場合、Aが成年被後見人であることを理由に、Bは本件売買契約を取り消すことができるが、A自身は本件売買契約を取り消すことができない。

【解答】誤り。制限行為能力者自身も取り消すことができる(民法9条・120条)。

- ・第26回一問10ーオa 次の記述は正しいか。

成年被後見人Aは、単独で宝石を購入する契約を締結した。この場合、Aの成年後見人Bは、本件売買契約を取り消すことはできない。

【解答】誤り。この場合、成年被後見人だけでなく、成年後見人も取り消すことができる。

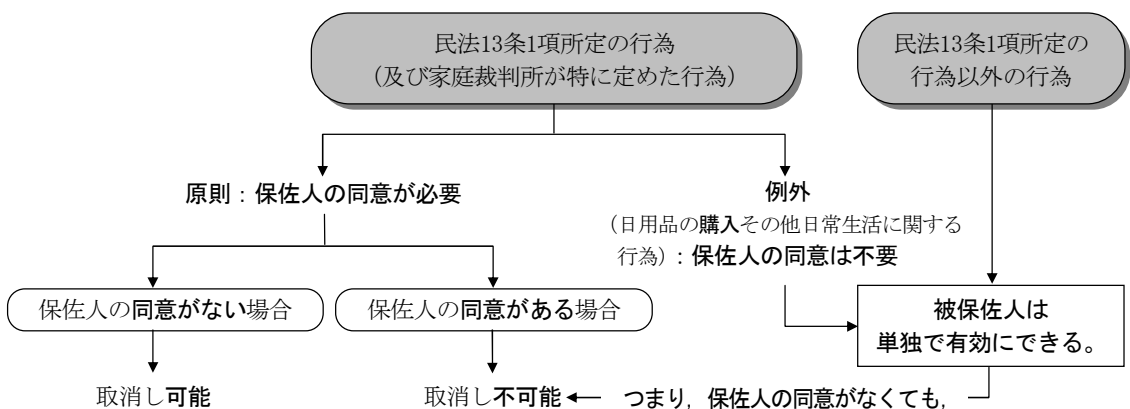
theme05 被保佐人と契約する場合

1. 被保佐人の意義と保護者

- (1) 被保佐人とは、①精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分であり、②家庭裁判所によって保佐開始の審判を受けた者である。
- (2) 被保佐人の保護者は、保佐人である。

2. 法律行為の効果

- ① 民法13条1項所定の行為についてのみ、保佐人の同意が必要であり、同意がない場合は取消事由となる。



【民法13条1項所定の行為】

1. 元本を領収し、又は利用すること。
2. 借財又は保証をすること。
3. 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
4. 訴訟行為をすること。
5. 贈与、和解又は仲裁合意(仲裁法(平成15年法律第138号)第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。)をすること。
6. 相続の承認もしくは放棄又は遺産の分割をすること。
7. 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
8. 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
9. 第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。

ex. 被保佐人Aが、保佐人Bの同意を得ないでA所有の甲土地をCに売却する売買契約を締結した場合、被保佐人Aは、当該甲土地の売買契約を取り消すことができる。これに対して、保佐人Bの同意を得ていた場合には、Aは当該甲土地の売買契約を取り消すことはできない。

3. 保護者の権限

	同意権	代理権	取消権	追認権
保佐人の権限	○	原則：認められない。 例外：家庭裁判所の審判により特定の法律行為について保佐人に代理権を与えることができる。	○	○

ex. 被保佐人Aの保護者である保佐人Bは、原則としては代理権を有さないが、家庭裁判所の審判により特定の法律行為について保佐人に代理権を付与することもできる。よって、例えば、家庭裁判所の審判によって、保佐人BにA所有の甲土地の売却についての代理権が付与されている場合には、Bは、Aの代理人としてA所有の甲土地の売買契約を締結することができる。

過去問チャレンジ



- ・第30回－問06－エc 次の記述は正しいか。 類題：第31回－問03－ウ④など

被保佐人が保佐人の同意を得ずに自己の所有する不動産を第三者に売却する売買契約を締結した。この場合、被保佐人は、その売買契約を取り消すことができない。

【解答】誤り。保佐人の同意を得ずに不動産の売買契約をしているので、取り消すことができる。

- ・第27回－問04－ウ 次の記述は正しいか。 類題：第34回－問06－イb・第23回－問04－ウなど多数

被保佐人が、保佐人の同意を得て自己の所有する不動産を第三者に売却した場合、被保佐人は、制限行為能力者であることを理由にその売買契約を取り消すことはできない。

【解答】正しい。保佐人の同意があるので、取り消すことはできない。

- ・第26回－問10－オb 次の記述は正しいか。 類題：第28回－問10－オ②

被保佐人Aは、事前に保佐人Bの同意を得て、C銀行から金銭を借り入れる契約を締結した。この場合、Aは、本件消費貸借契約を取り消すことはできない。

【解答】正しい。保佐人の同意があるので、取り消すことはできない。

- ・第26回－問10－オc 次の記述は正しいか。 類題：第16回－問03

被保佐人Aの保佐人Bは、家庭裁判所の審判によって、Aが所有する甲土地の売却について代理権を付与されている。この場合、Bは、Aの代理人として甲土地の売買契約を締結することができる。

【解答】正しい。保佐人には原則として代理権は認められないが、家庭裁判所の審判によって代理権が付与された場合には、代理権を有する(民法876条の4)。

4. 取り消すことができる者

- ① 本人(被保佐人) ※被保佐人自身も取り消すことができる点に注意！
- ② 保佐人

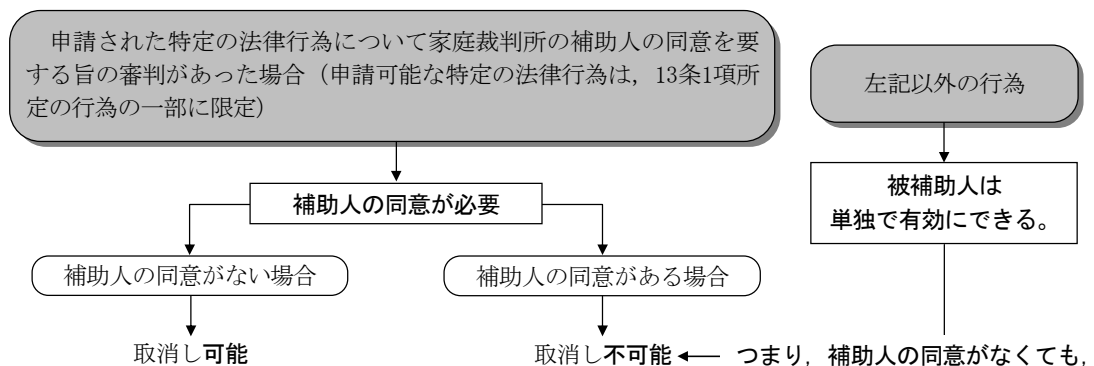
theme06 被補助人と契約する場合

1. 被補助人の意義と保護者

- (1) 被補助人とは、①精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分であり、②家庭裁判所によって補助開始の審判を受けた者である。
- (2) 被補助人の保護者は、補助人である。

2. 法律行為の効果

補助人は、審判により、当事者の選択した**特定の法律行為**について、被補助人の申立て又は同意を要件として、代理権又は同意権(同意権の対象となるのは民法13条に定める行為の一部に限定される)が付与される。



ex. 被補助人Aの補助人BにA所有の甲土地の売却について同意権が付与されていた場合、AがBの同意を得ないでA所有の甲土地をCに売却する売買契約を締結したときは、Aは当該甲土地の売買契約を取り消すことができる。

3. 保護者の権限

本人の希望により、①～③のいずれかのタイプがある。

- ①タイプ：審判により与えられた「特定の法律行為」についての代理権
- ②タイプ：審判により与えられた「特定の法律行為」についての同意権・取消権(追認権)
- ③タイプ：①タイプの代理権と②タイプの同意権・取消権(追認権)の双方

過去問チャレンジ



- ・第30回一問06－エd 次の記述は正しいか。

被補助人が、家庭裁判所の審判に基づき補助人に同意権を付与された法律行為を、補助人の同意を得ずに行った。この場合、被補助人は、その法律行為を取り消すことができない。

【解答】誤り。この場合、被補助人は、その法律行為を取り消すことができる。

- ・第26回一問10-オd 次の記述は正しいか。

被補助人Aの補助人Bは、家庭裁判所の審判によって、Aが所有する甲土地の売却について同意権を付与されていたが、Aは、事前にBの同意を得ることなく、甲土地を売却する契約を締結した。この場合、Aは、本件売買契約を取り消すことはできない。

【解答】誤り。Bには同意権が付与されており、Bの同意を得ることなく、甲土地の売買契約が締結されているため、Aは当該売買契約を取り消すことができる。

4. 取り消すことができる者

- ① 本人(被補助人) ※被補助人自身も取り消すことができる点に注意！
- ② 補助人

過去問チャレンジ



- ・第16回一問03-アd③ 次の記述は正しいか。 類題：第28回一問10-オ③

Yは被補助人であり、家庭裁判所の審判によって補助人Zに本件売買契約に関する同意権が付与されており、YがZの同意を得ずに本件売買契約を締結した。この場合、Yは本件売買契約を取り消すことができるが、Zは取り消すことはできない。

【解答】誤り。被補助人が補助人の同意を得ないでおこなった行為は、本人又は補助人が取り消すことができる(民法17条・120条)。

theme07 詐術による取引

例えば、未成年者が、親権者の同意を得ずに取引した際に、**成年であると年齢を偽ったり、親権者の同意があると偽って契約した場合**は、それを信賴して契約した相手方に対しては、未成年者本人もその親権者も取消権を行使できない(民法21条)。

ただ、未成年者本人に対し、「親権者の同意の有無」を尋ね、「同意を得ている」との回答を得ただけでは、詐術とはされないこともあるため、「親権者の同意の有無」を慎重に確認する必要がある。

過去問チャレンジ



- ・第19回一問04-オ 次の記述は正しいか。 類題：第33回一問02-2

未成年者が、自己を成年者であると偽るなどの詐術を用いて契約を締結した場合、当該未成年者はこの契約を取り消すことができない。

【解答】正しい。

- ・第31回一問3-ウ③ 次の記述は正しいか。 類題：第24回一問03-エ④・第21回一問10-イ④など

未成年者Aが、自らを成年者であると信じさせるため、オートバイ店の店主Bに詐術を用い、それを信じたBからオートバイを購入する旨の売買契約を締結した場合、Aの法定代理人Cは当該売買契約を取り消すことができない。

【解答】正しい。

- ・第29回一問08-オ 次の記述は正しいか。 類題：第35回一問01-コなど

未成年者Aが、自己を成年者であると偽るなどの詐術を用いて契約を締結した場合、Aはこの契約を取り消すことができないが、Aの法定代理人であるBはこの契約を取り消すことができる。

【解答】誤り。未成年者が、自己を成年者であると偽るなどの詐術を用いて契約を締結した場合、当該未成年者はこの契約を取り消すことができない(民法21条)。また、未成年者本人が取り消せない以上、法定代理人も取り消すことができない。

第2章 法人の意義・種類

theme01 法人の意義

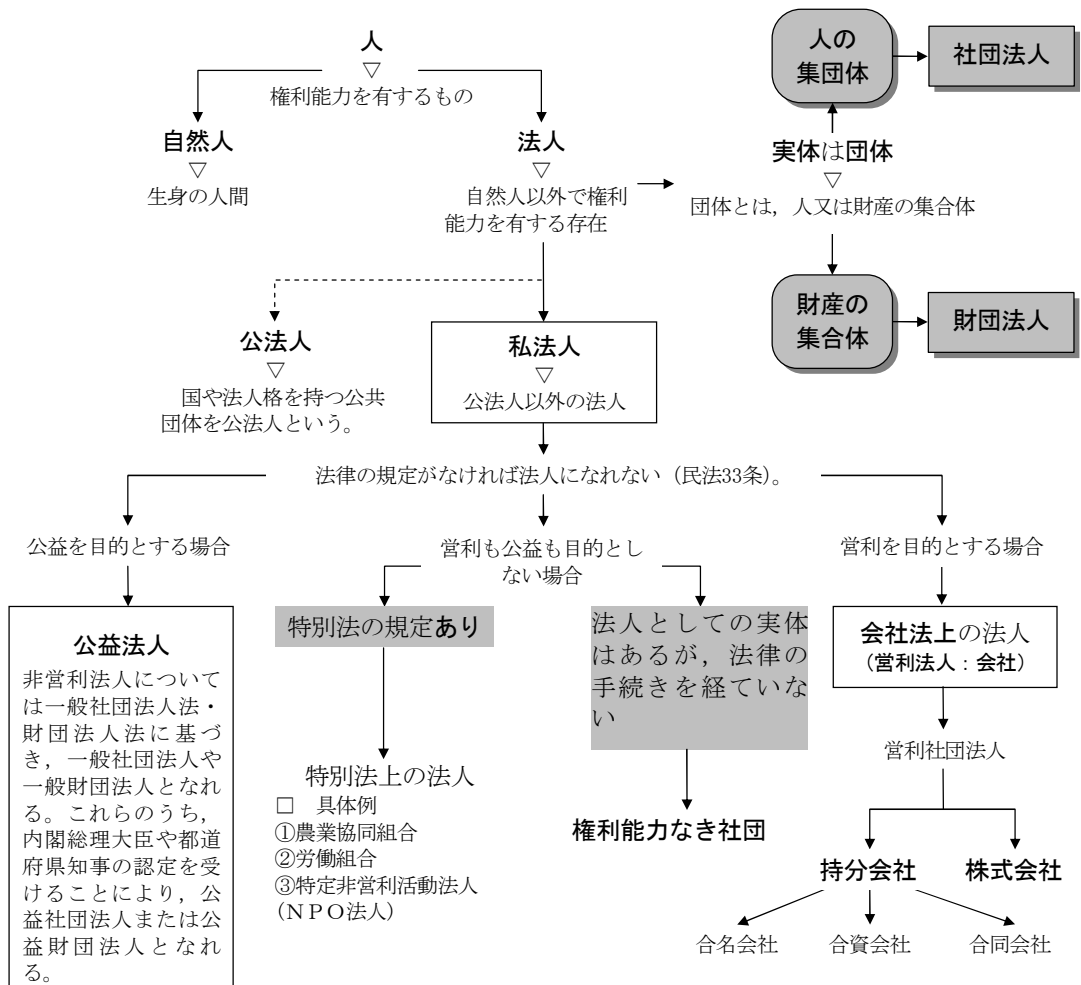
1. 法人の意義

- ① 法人とは、自然人以外で**権利能力**を有する存在をいう。
- ② **民法、その他の法律の規定**により、団体そのものに権利能力を付与することが認められており（民法33条）、この団体が法人である。

2. 設立に関する諸主義

法人の性質によって設立の条件が異なる。一般社団法人・一般財団法人や**会社**の設立については**準則主義**（法律の手續に従えば、法人格が付与され、特許，許可，認可などは不要）が採用されている。

theme02 法人の種類



過去問チャレンジ



- ・第30回－問08－ケ 次の記述は正しいか。

法律上、自然人の団体である社団は法人となることができるが、特定の目的のために運用される財産の集合である財団が法人となることはできない。

【解答】 誤り。財団法人も認められる。

- ・第31回－問08－イ 次の記述は正しいか。

特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人(NPO法人)は、保険、医療または福祉の増進を図る活動等であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを主たる目的とするものについて設立することができる。

【解答】 正しい。

第3編 取引の法務

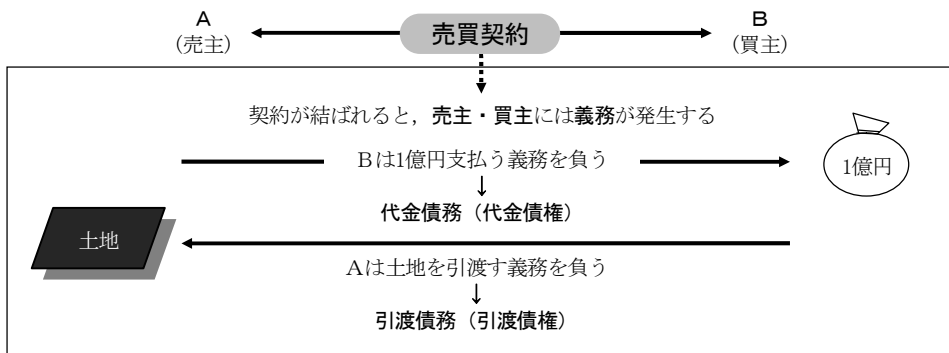
第1章 契約の概念

第1節 契約が有効に成立するとどうなるか

theme01 債権・債務の発生

1. 契約による債権・債務の発生

- ① 契約とは、申込みと承諾という相対立する意思表示の合致で成立する法律行為である。
- ② 契約が成立するとどうなるか。例えば、不動産の売買契約を例に考えてみる。AがBに自己所有の土地を1億円で売却したとする。この売買契約が有効に成立すると、A・Bはそれぞれ義務を負うことになるが、AはBに対して土地を**引き渡す義務**を負い、BはAに対して1億円の**代金を支払う義務**を負う。このA・Bそれぞれが負う義務を**債務**という。これは同時に、A・Bそれぞれが**債権**を有することを意味する。



過去問チャレンジ



・第31回一問4ーア 次の記述は正しいか。 類題：第27回一05一02(改題)・第25回一問04ーケなど

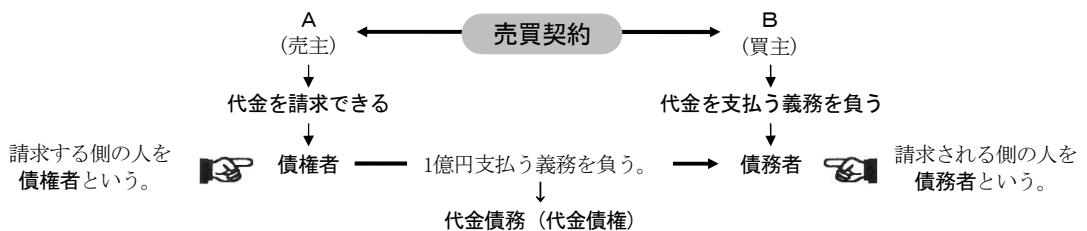
債権とは、特定の人に対して特定の行為を請求することができる権利のことをいい、これには、例えば、売主が買主に対して有する商品の代金債権などがある。

【解答】正しい。

2. 債権と債務の関係

債権と債務の関係について、ここでは、代金債務(代金債権)に限定して検討する。

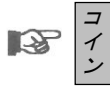
- ① 売買契約が成立すると、売主Aは買主Bに対して代金1億円を請求する権利、即ち、**代金債権**を取得する。これは、逆にいうと、買主Bは売主Aに対して代金1億円の**代金債務**を負うということになる。そして、代金債権を有する売主Aを**債権者**と呼び、代金債務を負う買主Bを**債務者**と呼ぶ。



- ② このように、債権と債務は同じものを指し、いわばコインの表裏の関係にある。即ち、請求する側から見れば、**債権**ということになり、請求される側から見れば、**債務**ということになる。

《債権と債務の関係》

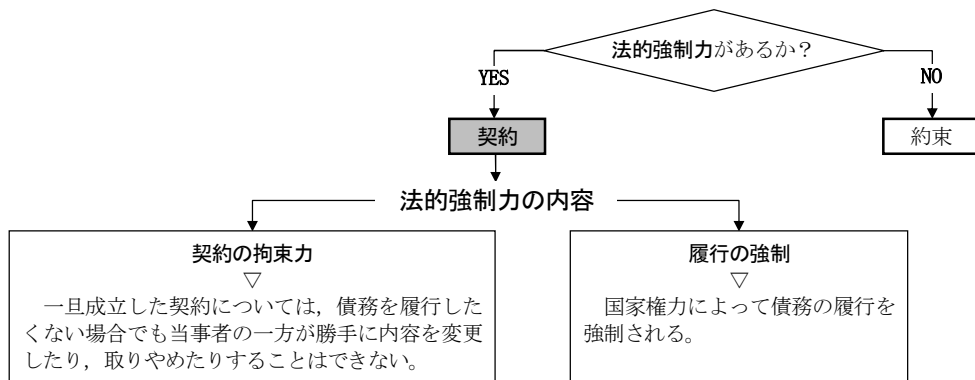
請求する側から見ると
債権という。



請求される側から見ると
債務という。

theme02 契約と約束の違い

契約と単なる約束との違いは、法的強制力の有無にある。具体的には以下のとおりである。



ここでは、契約の拘束力について解説する。

- ① **契約の拘束力**とは、一旦成立した契約については、債務を履行したくない場合でも当事者の一方が勝手に内容を変更したり、取りやめたりすることはできないことをいう。

過去問チャレンジ

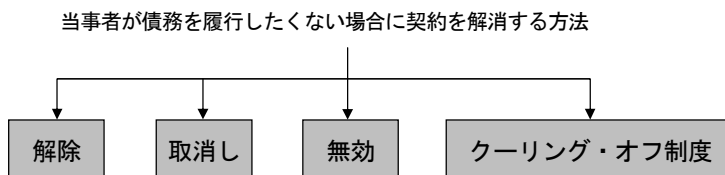


・第15回一問08ーコ 次の記述は正しいか。 類題：第24回一問09ー02

当事者間の意思表示が合致し、契約が成立すると、当事者の一方が勝手に内容を変更したり取りやめたりすることはできないのが原則である。

【解答】正しい。

- ② 一旦成立した契約を取りやめることができるのは、次の場合に限られている。



(1) 解除

- ① 契約の**解除**とは、契約成立後に、**一定の事由**がある場合に、当事者の一方の意思表示で契約を**遡及的に消滅させる**制度である。
- ② 当事者の一方の意思表示による解除とは別に、**合意解除**(解除契約)も原則として有効である。

過去問チャレンジ



- ・第33回一問03ーウb改 次の記述は正しいか。 類題：第36回一問06ーア④

売買契約の解除に関する事項は、当事者が契約を締結する際に定めておかなければならず、契約締結後に両者の間で契約を解除する旨の合意をしたとしても、当該合意は無効である。

【解答】誤り。合意解除も認められる。

(2) 取消し

契約の**取消し**とは、一応有効に成立した契約を、**一定の事由がある場合に**、一定の者が**取り消すという意思を表示することにより**、はじめに**遡って無効**にすることである(民法120条・121条)。

(3) 無効

無効とは、外形上は契約が成立しているが、一定の事由がある場合に、その契約によって発生するはずの効果が発生しないことをいう。例えば、**公序良俗に違反する契約は無効**である(民法90条)。

過去問チャレンジ



- ・第22回一問08ーク 次の記述は正しいか。 類題：第38回一問07ー01など

刑法上の犯罪を行うことを依頼し、その報酬を支払う旨を約束する場合のように、公序良俗に反する契約は無効である。

【解答】正しい。

- ・第32回一問08ーキ 次の記述は正しいか。 類題：第37回一問08ーオなど

クレジットカードの偽造を依頼し、それに対し報酬を支払う旨の契約のように、公序良俗に反する契約は無効である。

【解答】正しい。

- ・第33回一問03ーウa 次の記述は正しいか。

X社は、Y社との間で、Y社がX社にA製品を売り渡す旨の売買契約を締結した。X社とY社との間では、約定の期日にX社の事務所においてA製品の引渡しと引換えに代金を支払う約定となっている。X社とY社との間の売買契約において、「Y社は、A製品を約定の期日にX社に引き渡せなかったときは、A製品の売買代価の5%を違約金としてX社に支払う」旨の特約がなされていたとしても、当該特約は公序良俗に反するため無効である。

【解答】誤り。当該特約は公序良俗に反しない。

(4) クーリング・オフ制度

一部の取引については、**消費者保護**の観点から、一定の条件のもとに消費者が**無条件で**、成立した契約の**申込みを撤回**又は**契約を解除**することが認められている(**クーリング・オフ制度**)。

過去問チャレンジ



- ・第16回一問02ー01(改題) 次の文中の[]の部分に、最も適当な用語を書きなさい。

当事者間に契約が成立すると、当事者の一方が勝手に債務の履行を取りやめることはできないのが原則である。しかし、当事者の一方が自らの帰責事由により債務を履行しない場合には、相手方には契約を一方的に[ア]する権利が認められる。また、当事者双方が契約を[ア]する権利を留保する趣旨で金銭等を授受することがあり、これを[イ]という。さらに、他人に強迫されて意思表示をした者には[ウ]権が認められ、また、錯誤による意思表示の場合には、当該意思表示は無効とされる。なお、一部の取引については、消費者保護の観点から、一定の条件のもとに消費者は無条件で契約の[エ]又は契約の[ア]をすることが認められており、これを一般にクーリング・オフという。

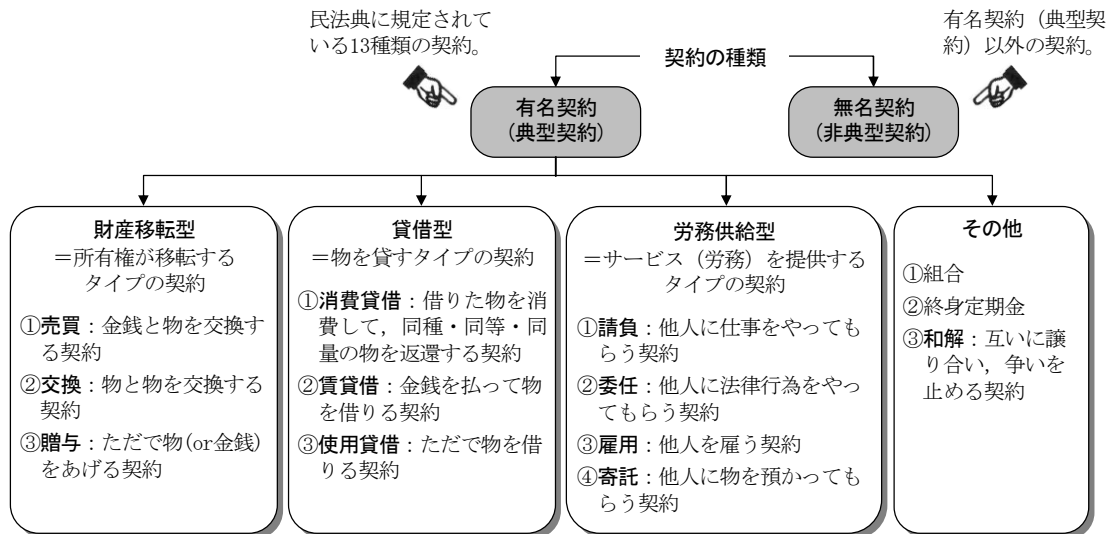
【解答】ア：解除 イ：解約手付 ウ：取消し エ：申込みの撤回

第2節 契約の種類と分類

theme01 契約の種類

1. 典型契約(有名契約)

典型契約(有名契約)とは、贈与～和解まで、民法典に定められた13種類の契約をいう。



2. 非典型契約(無名契約)

非典型契約(無名契約)とは、典型契約(有名契約)以外の契約をいう(ex. 出版契約, テレビ出演契約など)。これらの契約も原則として有効である(契約自由の原則)。

過去問チャレンジ



・第14回一問01ーイ 次の記述は正しいか。

民法は、売買や質貸借などの典型契約を規定しており、これらの典型契約以外の契約はすべて無効である。

【解答】誤り。非典型契約(無名契約)も有効である。

3. 附合契約

附合契約とは、当事者の一方があらかじめ契約内容を定型化して定め、他方当事者がこれを包括的に承諾するタイプの契約をいう。例えば、普通取引約款は附合契約の典型例である。

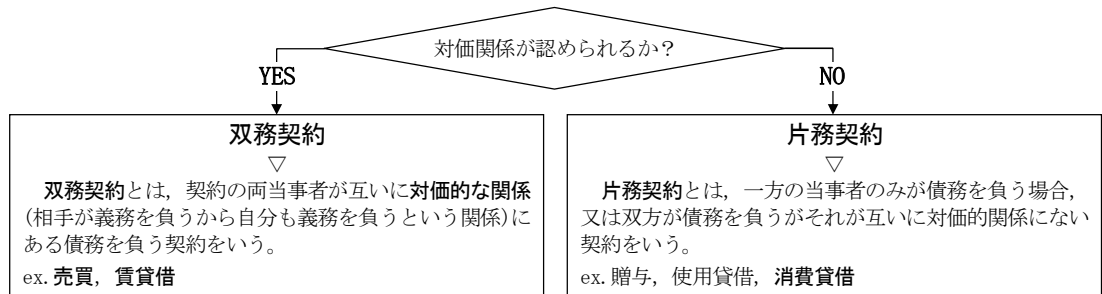
普通取引約款とは、多数かつ反復する取引を画一的に処理するために、契約の当事者の一方があらかじめ定型化して定めた契約条項をいう(ex. 保険約款・運送約款・銀行取引約定書・ホテル宿泊約款)。

4. 一時的契約と継続的契約

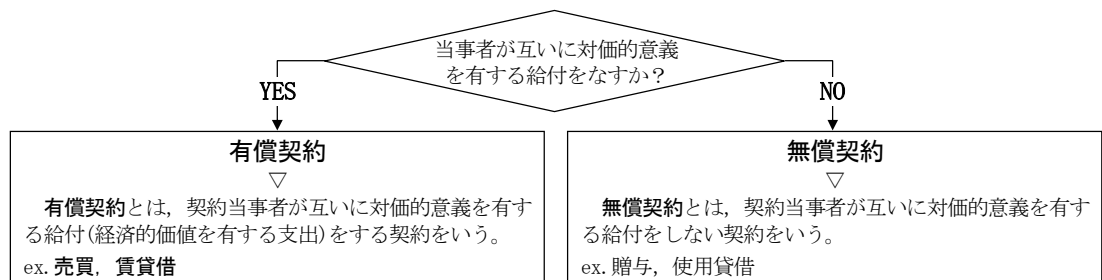
通常の売買等1回の履行で契約関係が終了する契約を**一時的契約**といい、質貸借、雇用、消費貸借など一定の期間履行が繰り返される契約を**継続的契約**ということがある。ただ、企業間の取引では、原材料や部品などの売買において、継続的な基本契約が締結されることが多い。

theme02 契約の分類

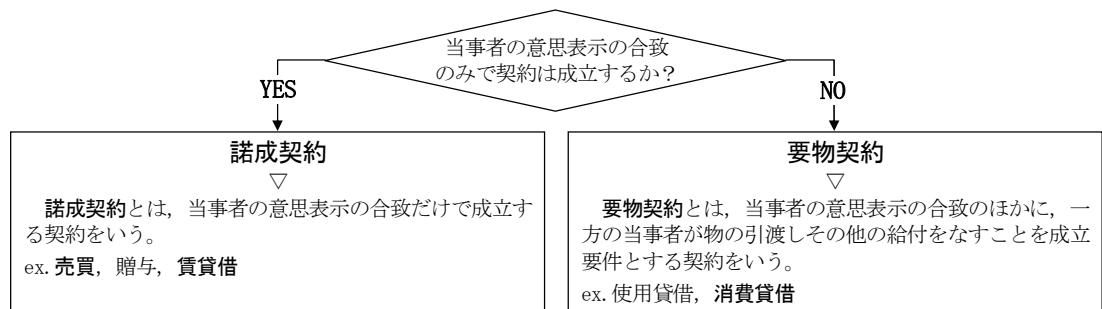
1. 双務契約と片務契約



2. 有償契約と無償契約



3. 諾成契約と要物契約



過去問チャレンジ



- ・第28回－問08－コ 次の記述は正しいか。 類題：第24回－問08－キ・第19回－問01－ウ

民法上、消費貸借契約は、当事者の合意のほかに物の引渡しが必要であれば成立しない要物契約とされる。

【解答】正しい。

- ・第11回－問02－012(改題) 次の文中の [] の部分に、最も適当な用語を書きなさい。

売買契約は [ア] かつ [イ] である。[ア] とは、当事者双方が対価的な債務を負担する契約のことであり、[イ] とは、当事者双方が対価的な財産的価値を支出することを内容とする契約である。

【解答】ア：双務契約 イ：有償契約

第2章 契約の成立

第1節 契約の成立

契約の種類としては各種のものがあるが、ここでは試験に良く出題される売買契約を題材として解説する。

売買契約とは、当事者の一方(売主)が一定の財産権を相手方に移転することを約束し、相手方(買主)がこれに対してその代金を支払うことを約束することによって成立する契約である(民法555条)。

theme01 契約成立までの過程と契約の成立

1. 申込みの誘引

- ① 申込みの誘引とは、申込みを誘うものである。(ex. 広告)
- ② 申込みの誘引は、申込みではない。
- ③ 申込みの誘引の場合には、相手方が申込みの誘引に応じて意思表示をすれば、それが申込みとなる。そして、申込みの誘引をした者が承諾すれば(承諾するかどうかは自由)、はじめて契約が成立する。

2. 契約の成立の原則と例外

- ① 上記のように、A・B間の売買契約は、申込み(売主Aの「売ります」という意思表示)と承諾(買主Bの「買います」という意思表示)の合致で成立するのが原則である(諾成契約)。
- ② 売買契約では、代金額や売買の目的物の品名・品質・数量等を明確にしておくべきである。契約締結時に売買の目的物が既に存在しなかった場合には、有効な売買契約は成立しないとされるため、注意が必要である。
- ③ 契約成立に関する特則(例外)として以下のものがある。
 - (a) 要物契約
 - (b) 申込者の意思表示または慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する(意思実現による契約の成立：民法526条2項)。
ex. 継続的な取引関係にある会社間で商品購入の注文書が届いたときに、注文に応じて当該商品を発送するなど、承諾するまでもなく契約を履行する場合、特に承諾の意思表示をしていなくても契約が成立することがある。
 - (c) 商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けたときは、遅滞なく、契約の申込みに対する諾否の通知を発しななければならない、商人がこの通知を発することを怠ったときは、その商人は、その契約の申込みを承諾したものとみなされる(諾否通知義務：商法509条)。

過去問チャレンジ



- ・第32回一問04ーエ 次の記述は正しいか。

売主と買主との間の不動産の売買契約は、不動産登記法に従って登記をしなければ、有効に成立しない。

【解答】誤り。目的物が不動産でも売買契約は諾成契約である。

- ・第30回一問08ーア 次の記述は正しいか。

建物の所有者が当該建物を売却する旨の売買契約を買主との間で締結したが、当該建物は、売買契約の締結前に、第三者の放火により焼失していた。この場合、契約の目的物が存在しないため、売買契約は成立しない。

【解答】正しい。

- ・第09回一問04ーエ 次の記述は正しいか。

A社は継続的な取引関係にあるB社から商品の注文書が届いたので、即日商品を発送した。この場合、A社はB社に承諾の意思表示をしていないから、A社とB社の間に売買契約が成立しているとは認められない。

【解答】誤り。意思実現による契約の成立が認められる。

- ・第37回一問02ー01(改題) 次の文中の[]の部分に、最も適当な用語を書きなさい。

契約は、一般に、申込みの意思表示と[ア]の意思表示とが合致することによって成立する。ただし、商人が平常取引をしている相手方からその営業の部類に属する契約の申込みを受けた場合には、商人に[イ]が課せられ、遅滞なく申込みに応じるか否かの通知を発しなかったときは、申込みに対して[ア]をしたものとみなされる。

【解答】ア：承諾 イ：諾否通知義務

theme02 契約書の作成

- ① 契約は、原則として、契約書を作成しなくても成立する。にもかかわらず、実務上、契約書を作成すべきであるとされるのは、紛争を予防するとともに、後日の紛争に備えて証拠とするためである。従って、日常の取引においても、契約書はもちろん、契約関連文書である注文書・注文請書・納品書・請求書・受領書・覚書・念書などの保存・管理も重要である。
- ② 契約書の種類によっては、印紙の貼付が必要な場合もある。そのような契約書において**収入印紙が貼付されていない場合**でも当該契約は無効となるわけではない。もっとも、印紙の貼付を怠った場合、印紙税法により、必要な収入印紙税額とその2倍の過怠税が徴収される(収入印紙税額の合計3倍)。

過去問チャレンジ



- ・第09回一問06ーイ① 次の記述は正しいか。

契約は契約書を作成しない限り成立しない。

【解答】誤り。契約は原則として、申込みと承諾の合致によって成立する。契約書はあくまで後日の紛争を回避する手段に過ぎない。

- ・第09回一問06ーイ④ 次の記述は正しいか。

契約書のうち、印紙税法に基づき印紙を貼付する必要があるものは、印紙を貼付しなければ無効である。

【解答】誤り。印紙の貼付が必要な契約書において収入印紙が貼付されていない場合でも当該契約自体は無効となるわけではない。

- ・第33回一問04ーク 次の記述は正しいか。 類題：第37回一問04ーウ

印紙税法上、印紙の貼付が必要な契約書に印紙の貼付を怠った場合、必要とされる印紙税額と所定の額の過怠税を徴収される。

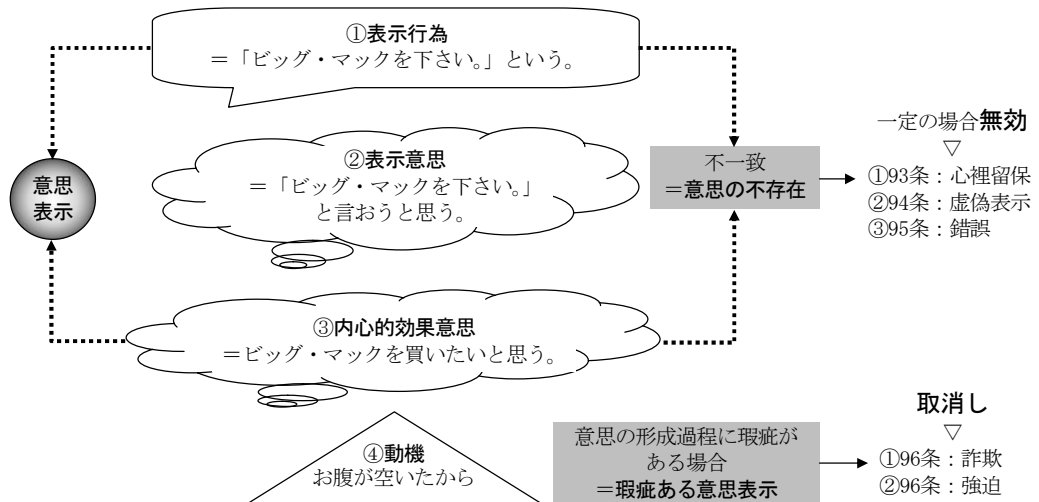
【解答】正しい。印紙の貼付を怠った場合、印紙税法により、必要な収入印紙税額とその2倍の過怠税が徴収される(収入印紙税額の合計3倍)。

第2節 意思表示

契約が成立するためには、申込みと承諾という**意思表示の合致(合意)**が必要である。**意思表示**とは、一定の法律効果(権利の発生・変更・消滅)の発生を欲する意思を外部に表示することをいう。

【意思表示の構造】

ex. ビッグ・マックを買う場合 (ビッグ・マックの売買契約の申込み)



theme01 意思の不存在

意思の不存在とは、表示はあるが表示に対応する内心の意思(内心的効果意思)が欠けていることをいう。意思の不存在には、①心裡留保、②虚偽表示、③錯誤がある。

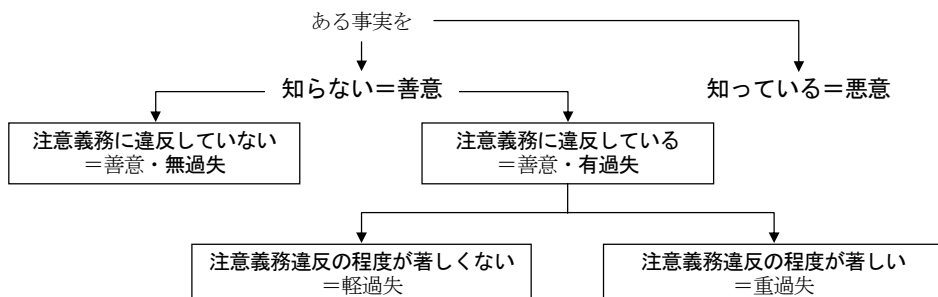
1. 心裡留保

心裡留保とは、①内心的効果意思と表示行為が不一致の場合で、かつ、②表意者がそのことを知っていることをいう。心裡留保による意思表示は、以下のように扱われる(民法93条)。

原則: 心裡留保による意思表示は**有効**である。

例外: 相手方が表意者の真意でないことを知っているか(**悪意**)、又は知らなくても、通常の注意をもってすれば知ることができた場合には(**善意かつ有過失**)、意思表示は**無効**となる。

【基礎知識—Very重要!! : 善意vs悪意】



ex. Aは、自己所有の甲土地を**売る気もないのに**、1000万円なら**売却すると**Bに言ったところ、Bが、1000万円なら甲土地を買う旨の意思表示をした。この場合、A・B間の甲土地の売買契約は原則として**有効**だが、BがAの**真意を知っていたとき(悪意)**、または、BがAの**真意を知ることができたとき(善意・有過失)**は、当該契約は**無効**となる。

過去問チャレンジ



- ・第29回一問03ーアd 次の記述は正しいか。 類題：第27回一問06ーオa・第36回一問01ーウなど多数

Aは、Bに対し、Aが所有する不動産を売却するつもりがないにもかかわらず、当該不動産を売却する旨の意思表示をした。この場合、民法上、Aの意思表示は無効であるが、BがAの真意を知っていたときは有効となる。

【解答】誤り。Aの意思表示は心裡留保である。心裡留保による意思表示は原則として有効であるが、相手方が悪意又は善意・有過失の場合、意思表示は無効となる(民法93条)。

- ・第13回一問10ーア① 次の記述は正しいか。 類題：第37回一問10ーア①・第32回一問10ーア③など多数

Aは、相手方Bの資力では購入できないだろうと思い、本当は売るつもりがないのに、A所有の自宅を「売る」と言ったところ、BがAの言葉を真に受けて「買う」と言った。この場合、Aの意思表示は原則として無効である。

【解答】誤り。心裡留保による意思表示は原則として有効である。

2. 虚偽表示

虚偽表示とは表意者が**相手方と通じておこなった虚偽の意思表示**をいう。

- **虚偽表示の具体例** 税金を滞納したAが国税による差押えを免れるため、A所有の甲土地の名義をAの弟Bと合意の上でBに移したような場合

(1) 虚偽表示の取り扱い

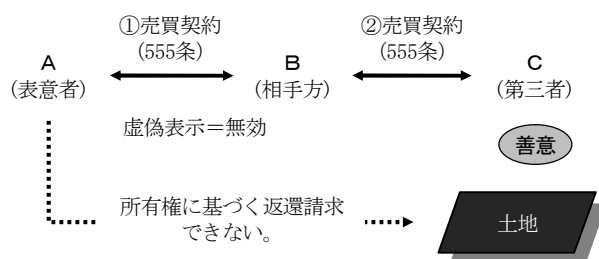
原則：虚偽表示は**無効**である(民法94条1項)。なぜなら、表意者だけでなく相手方も表示行為に対応した真意がないことを知っているから、相手方を保護する必要はないからである。

例外：虚偽表示であることを知らない**第三者(善意の第三者)**に対しては、意思表示が**無効**であることを**対抗(主張)**できない(民法94条2項)。

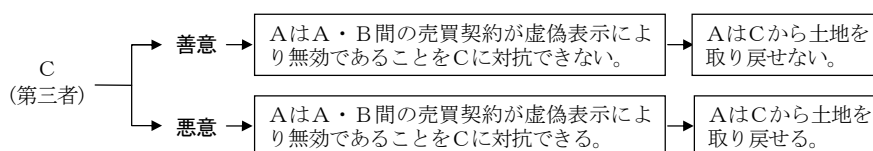
(2) 民法94条2項

【具体例】

AはBと通謀して、A所有の土地をBに売却したことにして、所有権移転登記を経由したが、BはCに当該土地を売却したとする。この場合、AはCが**善意**であれば、Cに対してA・B間の売買契約が虚偽表示により無効であることを対抗することはできず、Cから土地を取り戻すことはできない。



この場合、A・B間の契約は**無効**であるから、Bは所有権を取得できない。そして、Bが所有権を有しない以上、Cも所有権を取得できないのが原則である。しかし、CがA・B間で虚偽表示があったという事情を**知らなかった(善意)**とすれば、Cが所有権を取得できないとかわいそうである。他方、そもそもAは虚偽表示をしたという点で**落度(帰責性)**がある。そこで、Aは善意のCに対してA・B間の虚偽表示の無効を**対抗できない(主張できない)**とした。つまり、Aは土地を取り戻すことができない。



過去問チャレンジ



- ・第29回－問03－アb 次の記述は正しいか。 類題：第32回－問10－ア④・第27回－問06－オbなど多数

Aは、Bと通謀して、Aが所有する不動産について、実際にBに売却するつもりがないにもかかわらず、Bに売却する旨の虚偽の意思表示をした。この場合、Aは、自らBに売却したかのように装ったのであるから、民法上、Bに対し当該意思表示が無効である旨を主張することはできない。

【解答】誤り。虚偽表示は原則として無効である。

- ・第37回－問10－ア② 次の記述は正しいか。

Xは、Yに対して、自己の所有する土地甲を売却する旨の意思表示をした。Xは、Yと通謀して、実際には甲を売却する意思がないにもかかわらず、Yに甲を売却する旨の虚偽の意思表示をした。この場合、XとYの間では、有効に甲の所有権が移転する。

【解答】誤り。虚偽表示は原則として無効であるから、甲の所有権はYに移転しない。

- ・第24回－問03－ア① 次の記述は正しいか。 類題：第35回－問10－ア②・第21回－問10－ウ③など

Xは、Yと通謀してX所有の甲不動産をYに売却する旨の虚偽の意思表示をし、その所有権移転登記を経た。その後、Yは、この事情を知らないZに甲不動産を売却し、その所有権移転登記を経た。この場合、Xは、Zに対し、XとYとの間の売買契約の無効を主張し、甲不動産の所有権を主張することができない。

【解答】正しい。

3. 錯誤

錯誤とは、表意者が**勘違い**により真意とは異なった意思表示をすることをいう。

原則：意思表示の**重要な部分**について**要素の錯誤**がある場合(その錯誤がなければ、意思表示をしなかったらと思うような**重要な部分に錯誤がある場合**)には、**無効**となる(民法95条本文)。

例外：表意者に**重大な過失**があるときには、表意者を保護する必要はないため、表意者の側から**無効であることを主張できない**(民法95条ただし書)。

ex. Aは、Bが所有する**乙土地を購入するつもり**でいたが、**誤ってB所有の甲土地を購入する旨の意思表示**をしてしまい、A B間で**甲土地の売買契約が成立した**。この場合、誤って意思表示をしてしまったことについて、Aに**重大な過失がなければ**、Aは当該甲土地の売買契約の**無効を主張することができる**が、Aに**重大な過失がある場合には**、Aは当該甲土地の売買契約の**無効を主張することはできない**。

過去問チャレンジ



- ・第12回－問10－ア③ 次の記述は正しいか。

錯誤による意思表示は、表意者を保護するため、たとえ錯誤に陥った原因が表意者の**重大な過失**にあったとしても、その意思表示は当然に無効とされる。

【解答】誤り。表意者に**重過失**がある場合は表意者は**錯誤無効を主張できない**。

- ・第27回―問06―オc 次の記述は正しいか。 類題：第29回―問03―アc・第35回―問10―ア①など多数

甲は、乙が所有する絵画Aと絵画Bのうち、絵画Aを購入するつもりでいたが、錯誤により、誤って絵画Bを購入する旨の意思表示をした。この場合、甲に重大な過失がなければ、甲は、乙に対して行った絵画Bを購入する旨の意思表示の無効を主張することができる。

【解答】正しい。

- ・第25回―問02―01 次の文中の〔 〕の部分に、最も適当な用語を書きなさい。類題：第31回―問02―02など多数

契約が成立するには、契約当事者間において意思表示が合致することが必要である。しかし、実際の取引の場面では、この意思表示の有効性が問題となることがある。その1つとして、表意者が表示した意思に対応する真意を欠いている意思の不存在の問題が挙げられる。

例えば、真意でないことを自分で知りながら意思表示をする場合があり、これを〔ア〕という。〔ア〕による意思表示は、表意者と相手方との間では原則として有効である。

また、表意者が相手方と通じて行った虚偽の意思表示を〔イ〕といい、その意思表示は表意者と相手方との間では無効である。ただし、〔イ〕による意思表示の無効は、〔イ〕であることを知らない〔ウ〕の第三者に対抗することができない。

意思の不存在には、このほかに、表意者が勘違いにより真意とは異なった意思表示をする場合がある。これを〔エ〕による意思表示といい、〔エ〕による意思表示は無効である。ただし、〔エ〕が表意者の〔オ〕によるものであったときは、表意者は、原則として〔エ〕による意思表示の無効を主張できない。

【解答】ア：心裡留保 イ：虚偽表示 ウ：善意 エ：錯誤 オ：重大な過失

The Japan Business Law Examination
Textbook

資格の学校
TAC